

桜川市消防団長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公正で透明な消防団運営を推進するために、情報公開の一つとして、桜川市消防団長の交際費の支出に係る情報（以下「団長交際費」という。）を、桜川市ホームページにより公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 団長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日 団長交際費を支出した日
- (2) 支出区分 団長交際費支出基準に基づく区分
- (3) 支出金額 支出した団長交際費の額
- (4) 支出内容 支出した団長交際費の内容

(公表の時期及び方法)

第3条 団長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに桜川市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 団長交際費の公表に当たっては、桜川市個人情報保護条例（平成17年桜川市条例第11号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行う。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。